

公 印 省 略

3 財 第 7 3 5 号
令和3年10月22日

各部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長
企 業 局 長

} 殿

総 務 部 長

令和4年度当初予算見積書の提出について

本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。

一方で、本県の財政は、急速な高齢化の進展に伴う社会保障費の増嵩や、5年連続で発生した豪雨・大雨災害からの復旧・復興対策による公債費の増加、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県税の大幅減収などのため、財政調整基金等三基金を取り崩しながら財政運営を行わざるを得ない大変厳しい状況にある。

令和4年度当初予算編成においては、感染防止や医療提供体制の確保をはじめとするコロナ対策、豪雨・大雨災害からの復旧・復興対策、疲弊した地域経済の立て直しなど、県政をとりまく重要課題に取り組むとともに、現在、策定中の次期財政改革プランを反映し、引き続き行財政改革を推進する。

各部においては、今後の経済動向や税収の見込み、国の予算編成の動向を注視しながら、下記の点に留意の上、予算見積書を調製し、所定の期日までに提出されたい。

記

第1 共通的事項

1 予算計上の基本姿勢

- (1) 次期総合計画の目標を具体化するための施策を進めるため、部局間の仕切りにとらわれることなく、横断的な観点を持って事業の構築を徹底すること。

その際、目的や対象者等が同一である施策は、部局間の連携強化や事務事業の統廃合を行うことで、より効果的・効率的な行政サービスの提供につながるよう見直すこと。

(2) 今後見込まれる財源不足の解消を図るとともに、将来に向けて持続可能で安定した財政運営を実現するため、不断の事務事業の見直しなどの行財政改革に取り組むことが不可欠である。このため、予算要求に当たっては、行財政改革の取組等を十分に踏まえて要求を行うこと。

(3) 限られた予算の中で効果的な事業を実施していくためには、計画・実施・評価・改善（PDCA）を徹底する必要がある。このため、人件費も含めたトータルコストでの費用対効果を十分に検証の上、事業期間、成果目標等を明示すること。

なお、行政評価の対象となる事業については、評価書を提出すること。

(4) 新規事業や事業の充実のための財源については、既存事業のスクラップアンドビルドを基本とすること。

(5) 行政サービスの向上や行政のスリム化・効率化を図る観点から、NPOとの協働やアウトソーシング等による民間活力の導入を図ること。

公共施設等の整備に当たっては、PFI等の手法を用いた民間資金、経営能力及び技術的能力の活用を検討すること。

(6) 県費を主たる財源としている補助事業のうち、将来、自立的な運営が可能と見込まれるものについては、自立に向けた計画を示し、予算要求に反映させること。

(7) 官・民及び県・市町村（特に政令市）間等の適切な役割分担・費用負担となっているか検証すること。

住民の利便性の向上や市町村行政の総合性の確保・機能強化のため、市町村への権限移譲を進めること。

(8) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」や個別の法令改正に伴い市町村へ権限移譲される事務事業については、その結果を確実に予算要求に反映させること。

(9) 予算要求に当たっては、国の補助メニューや財政措置を的確に把握し、国庫補助金や財政上有利な起債を十分活用すること。

(10) 社会経済情勢の変化等を踏まえ、基金の効率的な活用を図ること。

2 重点施策への取組

コロナ対策及び地域経済の立て直し、次期総合計画の目標の具体化など、重要な政策課題に対して財源の重点配分を図ることとする。

3 庁内分権の推進

各部長の裁量と責任の下、各部の創意工夫を活かした施策の構築及び事務の迅速化・省力化を図っていく。また、庁内分権枠予算を活用し、自主的な事業の見直し、事業の重点化を図ることとする。

4 後年度財政負担の抑制

後年度の財政負担の増大を招く債務負担行為等については、極力抑制を図ることとする。

第2 一般会計に関する事項

I 歳入

1 県税

税制改正、経済の動向等に十分留意の上、年間収入見込額を見積もること。

課税客体の捕捉と滞納整理の強化など徴収率の向上に努めること。

2 地方交付税及び地方譲与税

国の予算措置状況、地方税財政制度の見直し動向等を的確に把握の上、過去の配分実績等を十分に勘案し、適正な額を見積もること。

3 県債

地方債計画や国の同意基準の内容等を的確に把握の上、適正な額を見積もること。

4 分担金及び負担金

事業の性質、受益の限度等に十分検討を加え、その適正化に努めること。

5 使用料及び手数料

受益者負担の適正化と負担の公平の見地から、物価動向等の社会経済情勢を踏まえて関係経費の所要額等を見直しを行い、適正化を図ること。

6 国庫支出金

国の予算措置状況を的確に把握し、事業の必要性、効果等を十分に検

討の上、適正な額を見積もること。

超過負担が生じているものについては、解消に向けて関係省庁に強く要請を行うこと。

7 財産収入

県有財産の処分・有効活用を積極的かつ計画的に推進するとともに、財産運用収入の確保を図ること。

8 その他の一般財源

厳しい県財政の現状を考慮して、歳入の確保を図るため収入源を積極的に捕捉し、収入の増加に努めること。

II 歳出

1 人件費

別途指示する方法により算定すること。

2 義務費

法令等に基づく年間所要見込額を見積もること。

算定に当たっては、対象数・単価等について国の予算の積算基礎、過去の実績等により適切な推計を行い、見積誤りのないよう注意すること。

3 建設事業費

補助公共事業費及び単独公共事業費については、現在、次期財政改革プランにおいて、計画期間中の事業費の検討を行っているところであり、暫定的に次の（１）と（２）の県負担額（県債及び一般財源）の合算額を基準とする。

ただし、補助公共事業費のうち、豪雨・大雨災害からの復旧・復興対策事業費については、所要額とする。

※ 編成過程において、次期財政改革プランや国の予算の動向により、基準の変更を行う場合がある。

（１）補助公共事業費（豪雨・大雨災害からの復旧・復興対策事業費を除く）
県の重要施策や地域振興の観点から、全体計画に検討を加え、事業の緊急性、効果等を勘案の上、重点化・効率化に徹することとし、令和３年度当初予算額の１００％を基準とする。

（２）単独公共事業費

県の重要施策や地域振興の観点から、事業の緊急性、効果等を勘案

し、重点化・効率化に徹し、真に必要なものを見積もることとし、令和3年度当初予算額の98%を基準とする。

他団体施行事業に係る補助金についても、その必要性、補助率等について見直しを行い、負担区分の適正化を図ること。

(3) 直轄事業負担金

整備計画等を踏まえた上で、国の予算措置状況を見極め、確実に見込み得るものについて要求すること。

(4) その他の建設事業

施設整備については、必要性、緊急性、整備後の管理経費等を十分勘案し、個別施設計画等も踏まえて必要最小限の額とすること。

(5) 災害復旧事業費

過年災害復旧事業費については復旧計画に従い、現年災害復旧事業費については過去の実績等を勘案の上、応急復旧費を見積もること。

4 維持補修費

施設の効用保全、計画的な修繕等に十分配慮の上、必要最小限の額を見積もること。

5 国庫補助等事業費

事業の緊急性、効果等を検証の上、事業の選別を行い、事業効果の薄い零細な補助事業や委託事業を安易に受け入れることのないよう留意すること。

6 単独行政費

(1) 一般行政費

施策の必要性、費用対効果等を検証し、事業を厳選すること。

(2) 単独助成費

補助金、貸付金等について、県の施策上の役割、効果、公平性等について改めて検証を行い、見直しを図ること。

(3) 受託事業費

事業の実施に伴い、職員の増加など人件費その他に係る超過負担が生じないように注意し、真にやむを得ないものに留めること。

7 コロナ関連経費

国の予算措置状況を踏まえ、所要額を見積もること。

8 事務費の節減

財政の健全化を進める上で、県自らの管理運営経費の節減を徹底することが不可欠である。行政事務の簡素合理化はもとより、地球温暖化対策の推進にも配慮し、事務費の削減に一層徹底した取組を行うこと。

9 その他

他会計繰出金、積立金及び予備費は、会計の状況及び財政運営の実情を考慮して見積もること。

10 1～3以外の経費については、事務事業見直しの結果を踏まえ、各部署に通知した額の範囲内とすること。

なお、補助や委託事業等においても、会議・イベントや出張（監査・検査）などのやり方を見直し、デジタル・リモート化を進める視点を踏まえた上で、必要額を見積もること。

Ⅲ その他

継続費、繰越明許費、債務負担行為等については、事業計画等を十分検討の上、必要額を見積もること。

第3 特別会計及び公営企業会計に関する事項

一般会計の例に準じることとするが、特に公営企業会計については、独立採算性の原則に基づき事業を計画することとし、事務運営の合理化、効率化による経営の健全化に努め、一般会計との間の負担区分の適正化を図ること。

第4 公社等に関する事項

公社等外郭団体に対しては、県における行財政改革の取組について周知を図るとともに、団体自身が組織機構の整理・合理化、自主財源の強化等の抜本的見直しに取り組むよう指導すること。

また、県が出資、補助又は貸付を行っている場合は、各団体の経営状況を十分に把握の上、県の予算見積りに準じた厳しい見直しを行うこと。

第5 その他の事項

1 予算節減促進対策

予算使い切りの是正策として、一般行政経費に係る事務費の効率的執行に努めたことにより令和3年度予算の節減が図られた場合、その節減額の

2分の1相当は、令和4年度当初予算において各部の新規事業や事務費の追加に充てることができるものとする。

要求方法等については別途通知する。

2 関係部局との協議

IT関連予算のうち、情報システム等の開発経費（新規・継続）及び運用経費については、企画・地域振興部情報政策課と協議し、同課の意見書を要求資料として添付すること。

3 予算単価

予算の積算に用いる単価は、「令和4年度予算単価表」によることとするが、単価表に定めのないものについては、実績等に基づき適正な額で積算すること。

4 見積書等の様式

福岡県財務規則の定めるところにより、見積書及び附属資料を作成すること。

事業説明資料その1及びその2の作成に当たっては、事業概要、積算の基礎、経過及び実績等を具体的かつ詳細に記載することとし、資料はこれらを含めて5枚以内にまとめること。

5 提出期限

政策的経費（A経費）、行政的経費（B経費）	11月15日（月）
経常的管理経費（C経費）	12月 1日（水）

6 提出部数

予算見積書	1部
附属資料	1部

7 予算編成作業日程（予定）

財政課班長・担当査定	11月中旬
財政課長査定	12月中旬 ～ 1月中旬
総務部長査定	1月中旬
知事査定	1月下旬